

本入札説明書は、平成15年4月21日の公表後、質問・回答等を踏まえ修正した
ものです。

尼崎の森中央緑地
スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業
入札説明書

平成15年8月4日

兵 庫 県

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 本事業の目的及び事業範囲..... | 2 |
| 1 事業目的 | 2 |
| 2 事業範囲 | 2 |
| 本事業の事業方式..... | 4 |
| 本事業の事業者選定に係る日程..... | 4 |
| 本事業の事業期間..... | 5 |
| 1 プール施設及びプール施設と一体となった健康増進施設 | 5 |
| 2 健康増進施設 | 5 |
| 事業実施に関する事項..... | 5 |
| 1 県による本事業の実施状況の監視 | 5 |
| 2 事業期間中の事業者と県の関わり | 7 |
| 一般競争入札の実施..... | 7 |
| 1 公告日 | 7 |
| 2 一般競争入札に付する事項 | 7 |
| 3 応募方法 | 8 |
| 4 入札参加資格 | 9 |
| 5 本事業に係るアドバイザー業務の受託者 | 11 |
| 6 選定審査会の委員 | 11 |
| 7 担当課 | 12 |
| 8 入札説明書等の取扱い | 12 |
| 9 入札説明書等及び既存資料を示す期間及び場所 | 13 |
| 10 説明会の開催 | 13 |
| 11 入札説明書等に関する質問 | 14 |
| 12 入札参加の申込み | 15 |
| 13 入札参加資格の確認 | 16 |
| 14 入札執行（開札）の日時及び場所等 | 17 |
| 15 入札方法 | 17 |
| 16 総合評価の方法 | 20 |
| 17 落札者の決定方法 | 20 |
| 18 落札者決定の通知 | 21 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 1 9 | 入札保証金及び契約保証金 | 21 |
| 2 0 | 入札に関する条件 | 21 |
| 2 1 | 支払条件 | 22 |
| 2 2 | 契約に関する事項 | 22 |
| 2 3 | 入札の無効 | 23 |
| 2 4 | 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項 | 23 |
| 2 5 | 契約手続において使用する言語等 | 23 |
| 2 6 | その他注意事項 | 23 |
| 別添資料 1 | 提案に関する条件 | 25 |
| 別添資料 2 | 設計・建設に係るサービス購入費の支払方法等 | 29 |
| 別添資料 3 | 維持管理・運営に係るサービス購入費の支払方法等 | 31 |
| 別添資料 4 | 維持管理・運営に係るサービス購入費の減額の基準及び方法 | 37 |

はじめに

兵庫県（以下「県」といいます。）は、平成15年1月20日に公表した「尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する実施方針」（以下「実施方針」といいます。）及び同実施方針に対する意見等を踏まえ、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業（以下「本事業」といいます。）を、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」といいます。）に基づくPFI（Private Finance Initiative）事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成15年4月14日に公表しました。

本事業は、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業（以下「設計・建設に係る事業」といいます。）と、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（維持管理・運営）事業（以下「維持管理・運営に係る事業」といいます。）から構成されており、本事業においては、民間事業者の能力・ノウハウを積極的に活用してプール施設及び健康増進施設（以下「本件施設」といいます。）の設計・建設から維持管理・運営までをPFI事業として一体的に行うこととしています。

この度の入札は、このうち設計・建設に係る事業の契約について行うもので、入札参加者は、設計・建設に係る事項と維持管理・運営に係る事項について提案し、県は、これらの提案の内容を総合的に評価して、総合評価落札方式により落札者を決定します。

落札者決定後、県と落札者は、特別目的会社（Special Purpose Company。本事業の遂行者となる、商法（明治32年法律第48号）に規定する株式会社。以下「SPC」といいます。）の設立、設計・建設に係る事業の契約及び維持管理・運営に係る事業の契約の締結等について基本協定を締結します。その後、落札者は基本協定に基づきSPCを速やかに設立し、県と、落札者が設立したSPC（以下、「事業者」といいます。）は、設計・建設に係る事業の契約及び維持管理・運営に係る事業の契約の締結並びに各契約相互の関係等について基本契約を締結するとともに、設計・建設に係る事業の契約を締結します。

なお、維持管理・運営に係る事業の契約については、県において必要な予算を措置できた場合には、県とSPCの間で協議を行い、締結することとします。

本事業の目的及び事業範囲

1 事業目的

県では、「尼崎21世紀の森構想」の中で「健康・文化の森」として位置付けられている「尼崎の森中央緑地」（都市公園）内において、県民の健康増進及び県における水泳競技の振興を目的としたプール施設を整備します。

さらに、県民の健康の一層の増進、人の交流、地域の活性化、コミュニティの形成、子育て支援などを図るため、健康増進施設を併せて整備します。

なお、プール施設については、2006年に開催が予定されている「のじぎく兵庫国体」及び「全国障害者スポーツ大会」の水泳競技会場としての利用も予定しています。

民間事業者の能力・ノウハウを積極的に活用し、より質の高い公共サービスの提供を図ることを目的として、本事業をPFI事業として実施することとしました。

2 事業範囲

事業者が実施する本事業の範囲は、次のとおりとします。

なお、具体的な業務内容については、本件入札に関して県が定めた尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」といいます。）に示すとおりとします。

（1）プール施設に関する事業範囲

< 設計・建設に係る部分 >

ア 設計・建設業務

- ・設計及び設計関連業務
- ・建設及び建設関連業務
- ・備品等の設置工事及びその関連業務
- ・工事に伴う近隣対策業務
- ・工事監理業務
- ・建設に伴う各種申請等業務
- ・国庫補助金等申請図書作成補助業務

イ その他

- ・施設の引渡し業務

< 維持管理・運営に係る部分 >

ア 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・屋外施設保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・修繕業務（大規模修繕業務を除きます。）
- ・駐車場管理業務

イ 運營業務

- ・利用受付及びその関連業務
- ・使用料金徴収業務
- ・利用状態の監視業務（アイススケート運営時を含みます。）
- ・水質等の環境測定及び保全業務
- ・運動プログラム作成、運動指導、スポーツ教室等の運營業務
- ・駐車場運營業務
- ・利用者輸送車両運營業務
- ・その他の業務

(2) 健康増進施設に関する事業範囲

< 設計・建設に係る部分 >

ア 設計・建設業務

- ・設計及び設計関連業務
- ・建設及び建設関連業務
- ・備品等の設置工事及びその関連業務
- ・工事に伴う近隣対策業務
- ・工事監理業務
- ・建設に伴う各種申請等業務
- ・国庫補助金等申請図書作成補助業務

イ その他

- ・施設の引渡し業務

< 維持管理・運営に係る部分 >

ア 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品等保守管理業務
- ・屋外施設保守管理業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・警備業務
- ・環境衛生管理業務
- ・修繕業務（大規模修繕業務を除きます。）
- ・駐車場管理業務

イ 運營業務

- ・利用受付及びその関連業務
- ・使用料金徴収業務
- ・利用状態の監視業務
- ・水質等の環境測定及び保全業務（水利用施設がある場合。）
- ・運動プログラム作成及びその関連業務
- ・駐車場運營業務
- ・利用者輸送運營業務
- ・その他の業務

本事業の事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき本件施設の設計・建設を行い、県に本件施設を引き渡し、事業期間を通して本件施設の維持管理及び運営業務を行うBTO方式(Build-Transfer-Operate)とします。

本件施設は、都市公園施設であり「公の施設」として県民の利用に供します。

本事業の事業者選定に係る日程

本事業の事業者選定に係る日程は、次のとおり予定しています。

| | |
|--------------------------------|------------------------|
| 1 実施方針等の公表 | 平成15年1月20日(実施済み) |
| 2 特定事業の選定・公表 | 平成15年4月14日(実施済み) |
| 3 入札公告 | 平成15年4月21日(月) |
| 4 入札説明書等の交付 | 平成15年4月21日(月)～4月30日(水) |
| 5 入札説明書等及び既存資料の閲覧 | 平成15年4月21日(月)～8月1日(金) |
| 6 説明会の開催 | 平成15年4月30日(水) |
| 7 入札説明書等に関する第1回質問の受付 | 平成15年5月1日(木)～5月9日(金) |
| 8 入札説明書等に関する第1回質問への回答 | 平成15年5月23日(金) |
| 9 一般競争入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出 | 平成15年5月19日(月)～5月28日(水) |
| 10 入札参加資格確認の通知 | 平成15年6月6日(金) |
| 11 入札説明書等に関する第2回質問の受付 | 平成15年6月9日(月)～6月13日(金) |
| 12 入札参加資格がないと認められた理由説明の申立て | 平成15年6月9日(月)～6月13日(金) |
| 13 入札参加資格がないと認めた理由の回答 | 平成15年6月18日(水) |
| 14 入札説明書等に関する第2回質問への回答 | 平成15年6月27日(金) |
| 15 入札(提案書提出) | 平成15年8月4日(月) |
| 16 落札者決定・公表 | 平成15年8～9月 |
| 17 基本協定締結 | 平成15年8～9月 |
| 18 基本契約締結及び設計・建設に係る事業の契約の仮契約締結 | 平成15年11月 |
| 19 設計・建設に係る事業の契約締結 | 平成15年12月下旬 |
| 20 維持管理・運営に係る事業の契約締結 | 平成16年3～4月 |

本事業の事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設に係る事業の契約締結日の翌日（平成15年12月下旬予定）から平成35年3月31日までの約20年間とします。

なお、各施設の事業期間については、次のとおりとします。

- 1 プール施設及びプール施設と一体となった健康増進施設
 - (1) 引渡し（所有権移転）期限
平成18年5月31日
 - (2) 設計・建設期間
設計・建設に係る事業の契約締結日の翌日から引渡し日まで
 - (3) 維持管理・運営期間
引渡し日の翌日から平成35年3月31日まで（約17年間）

- 2 健康増進施設（プール施設と一体となった部分を除きます。）
 - (1) 引渡し（所有権移転）期限
平成19年6月30日
 - (2) 設計・建設期間
設計・建設に係る事業の契約締結日の翌日から引渡し日まで
 - (3) 維持管理・運営期間
引渡し日の翌日から平成35年3月31日まで
健康増進施設として複数の施設がある場合においては、維持管理・運営の開始日、引渡し（所有権移転）日が施設ごとに異なることを妨げるものではありません。

事業実施に関する事項

- 1 県による本事業の実施状況の監視
県は、以下により、各事業の実施状況の確認を行って、事業者が実施すべき業務を確実に実施し、設計・建設に係る事業の契約書及び維持管理・運営に係る事業の契約書（以下、「事業契約書」といいます。）に規定した要求水準を達成していることを確認するとともに、事業者から財務書類の提出を受けて事業者の財務状況を把握することとしています。
 - (1) 設計・建設に係る事業の実施状況の確認
県は、事業契約書の定めるところにより、設計・建設に係る事業の各段階において、定期的に確認を行います。

また、定期的に行う確認のほか、県が必要と認める場合には、随時確認を行います。

ア 基本設計・実施設計時

事業者は、定期的に県に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を県に提出し、内容の確認を受けることとします。

イ 建築確認申請時

事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、県に事前説明及び事後報告を行うものとします。

ウ 工事施工時

事業者は、建設業法に規定される監理技術者を専任で配置し、工事監理を行い、工事監理の状況を県に毎月報告することとします。

また、事業者は、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければなりません。ただし、県が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因するかし担保責任は県に移転されないものとします。

エ 工事完成時

事業者は、要求水準書に定める完成書類を用意して、現場で県の確認を受けることとします。ただし、県が完成書類の確認を行ったことによって、施工に起因するかし担保責任は県に移転されないものとします。

(2) 維持管理・運営に係る事業の実施状況の確認

県は、施設供用開始後、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、定期的又は随時に維持管理業務及び運営業務の実施状況を確認（以下、「モニタリング」といいます。）します。

(3) 維持管理・運営に係るサービス購入費の減額等

県がモニタリングを行った結果、要求水準書及び事業者が提出する業務計画書に定められた業務が遂行されていないことが判明した場合には、維持管理・運営に係るサービス購入費の減額等を行うことがあります。

なお、詳細は、別添資料4「維持管理・運営に係るサービス購入費の減額の基準及び方法」を参照してください。

(4) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第281条第1項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3月以内に県に提出することとします。

また、県は、当該財務書類を公開できるものとします。

2 事業期間中の事業者と県の関わり

- (1) 本事業は、事業者の責任において遂行されなければなりません。
また、県は、事業契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行います。
- (2) 原則として、連絡等は県と事業者の間で行うこととしますが、必要に応じて、県と、事業者から各業務を受託した者等とが直接連絡調整を行うこともできるものとします。
- (3) 資金調達上の必要があれば、直接協定の締結等一定の重要事項について、県は、事業者に融資を行う金融機関と協議をすることができるものとします。
- (4) 事業計画又は事業契約等の内容について疑義が生じた場合には、県と事業者は誠意をもって協議することとします。

一般競争入札の実施

設計・建設に係る事業の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によることとします。

1 公告日

平成15年4月21日(月)

2 一般競争入札に付する事項

(1) 事業名

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備(設計・建設)事業

(2) 事業実施場所

兵庫県尼崎市扇町14-1 外

(3) 事業概要

ア 敷地面積

約3ヘクタール

イ 整備する施設

(ア) プール施設

- ・メインプール施設(50メートル、アイススケートリンク兼用)
- ・サブプール施設(25メートル)
- ・選手・利用者共用施設
- ・一般共用施設

- ・管理施設 等
- (1) 健康増進施設
- ・事業者の提案による施設

(4) 事業期間

設計・建設に係る事業の契約締結日の翌日（平成15年12月下旬予定）から平成19年6月30日まで。

なお、各施設の引渡し（所有権移転）期限は次のとおりとします。

ア プール施設及びプール施設と一体となった健康増進施設

平成18年5月31日まで

イ 健康増進施設（プール施設と一体となった部分を除きます。）

平成19年6月30日まで

(5) 今後一連の関連事業として契約締結が予定されている事業

ア 事業名

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（維持管理・運営）事業

イ 事業概要

本事業で整備したプール施設及び健康増進施設の維持管理及び運営に係る業務の委託

ウ 事業期間

各施設の引渡し（所有権移転）日の翌日から平成35年3月31日まで（予定）

(6) 落札方式

総合評価落札方式

3 応募方法

(1) この一般競争入札に参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、単独企業（以下「応募企業」といいます。）として、又は複数の企業の共同体（以下「応募グループ」といいます。）として入札参加の申込みをすることができます。

(2) 応募グループは、構成員表（第4-2号様式）により、代表企業及びその他の構成員のすべてを明らかにした上で、代表企業が応募グループの他の構成員の委任を受けて入札参加の申込みをしてください。

(3) 入札参加希望者は、入札参加申込時に協力企業名簿（第4-4号様式）により協力企業のすべてを明らかにしてください。

協力企業とは、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業者から直接、本事業に係る前記 2 に列記する業務の一部を受託し、又は請け負うことを予定している者をいいます。

(4) 入札参加希望者は、入札参加申込時に構成員表(第4-2号様式)及び協力企業名簿(第4-4号様式)により、応募企業又は応募グループのすべての構成員及びすべての協力企業の担当業務(設計、建設、工事監理、維持管理、運営、その他の別。)を明らかにしてください。

(注意) 本件入札において落札者となった応募企業又は応募グループのすべての構成員は、SPCに必ず出資し、合計で、SPCの総株主の議決権の2分の1を超える議決権を本事業が終了するまで保有するとともに、落札者又は落札者の構成員が保有する株式について譲渡、担保権の設定その他の処分を行う場合には、事前に県の承諾を得なければなりません。

4 入札参加資格

設計・建設に係る事業の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、契約担当者の入札参加資格確認を受けた者としてします。

(1) 応募企業、応募グループの構成員及び協力企業の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日(確認基準日)及び入札日に受けていないこと。

ウ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができます。

エ 本事業に係るアドバイザー業務の受託者でなく、また、当該受託者及び尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する事業者選定審査会(以下「選定審査会」といいます。)の委員と次の関連がない者であること。

(ア) 資本面における関連

当該受託者等が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

(イ) 人事面における関連

当該受託者等が代表権を有する役員を兼ねている者。

オ 他の応募企業、他の応募グループの構成員又は他の入札参加申込者の協力企業を兼ねていないこと。ただし、運營業務に当たる協力企業は、他の入札参加申込者の運營業務に当たる協力企業を兼ねることができます。

カ 入札参加申込後は、原則として応募グループの構成員及び協力企業の変更を認めません。ただし、入札参加申込締切後に応募グループの構成員又は協力企業の一部が、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等が行われたこと又は県の指

名停止があったこと（以下「倒産等」といいます。）により入札参加資格を失った場合においては、入札参加資格を失った者の役割を果たす者を変更した上で、平成15年7月29日（火）までの間、入札参加申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができます。

（2）各業務に当たる者の資格要件

応募企業又は応募グループの構成員及び協力企業のうちには、設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者として、それぞれ以下のアからオまでの各要件を満たす者が含まれていなければなりません。

なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができます。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は兼ねることはできません。

また、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者は、資本面又は人事面において関連がない者でなければなりません。

ア 設計業務に当たる者

（ア）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等。以下「告示」という。）に基づく測量・建設コンサルタント等業務契約に係る一般競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書等の提出期限までに一般競争入札参加資格を取得（登録）した者で、その希望する業務が建築の設計・監理であること。

（ウ）平成5年度以降に、下記a又はbの施設の建築設計業務に従事し、完了した経験を有する管理技術者を専任で配置できること。

a 25メートル以上の屋内プール

b 1面で1,100平方メートル以上のアリーナを有する体育館

イ 建設業務に当たる者

（ア）建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

（イ）告示に基づく工事契約に係る一般競争入札参加資格取得（登録）者又は入札書等の提出期限までに一般競争入札参加資格を取得（登録）した者で、その工種が建築一式工事であること。

（ウ）入札参加申込期限日（確認基準日）において有効な建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1,200点以上であること。

（エ）平成5年度以降に、下記a又はbの施設の建築工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限りません。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

a 25メートル以上の屋内プール

- b 1面で1,100平方メートル以上のアリーナを有する体育館
 - (オ)平成5年度以降に、上記(イ)において施工実績を有することを求める工事と同種の施工経験を有し、かつ、建設業法第27条の18の規定による建築工事業の監理技術者資格者証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。
- ウ 工事監理業務に当たる者
 - (ア)建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ)告示に基づく測量・建設コンサルタント等業務契約に係る一般競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書等の提出期限までに一般競争入札参加資格を取得(登録)した者で、その希望する業務が建築の設計・監理であること。
 - (ウ)平成5年度以降に、下記a又はbの施設の建築に係る工事監理業務に従事し、完了した経験を有する管理技術者を専任で配置できること。
 - a 25メートル以上の屋内プール
 - b 1面で1,100平方メートル以上のアリーナを有する体育館
- エ 維持管理業務に当たる者
 - 平成5年度以降に、プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の維持管理を行った実績を有すること。
- オ 運営業務に当たる者
 - 平成5年度以降に、プール、スケートリンク等のスポーツ健康増進施設の運営を行った実績を有すること。

5 本事業に係るアドバイザー業務の受託者
パシフィックコンサルタンツ株式会社

6 選定審査会の委員

選定審査会の委員は、次のとおりです。

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 委員長 | 宮脇 淳 | 北海道大学大学院法学研究科教授 |
| 副委員長 | 神吉 賢一 | 神戸商科大学商経学部教授 |
| 委員 | 藤本 和弘 | 兵庫県副知事 |
| 委員 | 小玉 祐一郎 | 神戸芸術工科大学芸術工学部教授 |
| 委員 | 鈴木 恵一 | 日本政策投資銀行関西支店企画調査課課長 |
| 委員 | 牧川 優 | 園田学園女子大学人間健康学部教授 |

7 担当課

兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県 県土整備部 まちづくり局 公園緑地課企画係

T E L 078 - 362 - 3549

F A X 078 - 362 - 4454

E -mail kouenryokuchika@pref.hyogo.jp

8 入札説明書等の取扱い

(1) 入札説明書等の交付

この入札説明書は、県が設計・建設に係る事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に、前記 7 の担当課で、平成 15 年 4 月 21 日（月）から同月 30 日（水）のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時までまでの間（正午から午後 1 時までを除きます。）無償で交付します。

なお、併せて次の資料も交付しますが、これらは、この入札説明書と一体をなすものであり、今後、県及び入札参加者希望者は、この入札説明書及び次の資料（以下これらの資料を含めて「入札説明書等」といいます。）の内容を前提として、この入札手続を進めることとなりますので、その内容を十分に確認してください。

- ア ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業に関する基本協定書（案）
- イ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する基本契約書（案）
- ウ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業契約書（案）
- エ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（維持管理・運営）事業契約書（案）
- オ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業要求水準書
- カ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業落札者決定基準
- キ ニ崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業様式集

(2) その他の資料、回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加申込受付後、入札日までに入札参加申込者に提示しなければならない事項が生じた場合には、入札参加申込者に対する通知等により提示します。

県が提示する資料、入札説明書等に基づく回答書等は、入札説明書と一体となすものとして取扱います。

(3) 県が提示する資料等の利用

入札説明書等のほか県が提示する資料は、入札に当たっての検討以外の目的で使用しないでください。

9 入札説明書等及び既存資料を示す期間及び場所

本事業に係る既存資料については、入札説明書等とともに、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間

平成15年4月21日(月)から同年8月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)

(2) 閲覧場所

前記7に同じ。

(3) 閲覧に供する既存資料

ア 尼崎臨海西部土地区画整理・整地工事図面

イ 三級水準測量 成果表

ウ 都市計画道路線形図、縦断図、標準断面図

エ 事業区域図・座標面積計算表

オ 尼崎臨海西部土地区画整理土質調査 報告書

カ 土質調査結果 ボーリング柱状図・圧密試験等

キ 計画地における残存物件の状況(概要)

ク 尼崎臨海西部土地区画整理事業 街区確定図(1:2,000)

ケ 都市計画緑地 計画図・区域説明図(1:2,000)

コ 事業区域の街区図

サ 都市計画緑地 字限図

10 説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催します。

なお、説明会では、入札説明書等の配布は行いません。

(1) 開催日時

平成15年4月30日(水) 午前10時から

(2) 開催場所

神戸市中央区北長狭通5丁目5番26号

兵庫県不動産会館 研修ホール

T E L 078 - 382 - 0142

(3) 説明会参加申込み

説明会への参加を希望する場合には、入札説明書等に関する説明会参加申込書(第1号様式)に必要事項を記入し、前記7の担当課あてにFAX送信又はE-mail送信してください。

1 1 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に関する第 1 回質問の受付

入札説明書等に関する第 1 回質問を次のとおり受け付けます。

ア 質問の方法

入札説明書等に関する第 1 回質問書（第 2 号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、前記 7 の担当課あてに持参、郵送又は E-mail 送信してください（持参又は郵送の場合は、質問書をフロッピーディスクに納め、印刷したものを添付して提出してください。）。

文書形式は、MS - Word（Windows 版）で処理可能なものとしてください。
電話、口頭等による質問は受け付けません。

イ 受付期間

平成 1 5 年 5 月 1 日（木）から同年 5 月 9 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

持参の場合は、午前 9 時から午後 4 時までとします（正午から午後 1 時までを除きます。）

また、郵送又は E-mail 送信による場合は、同年 5 月 9 日（金）必着とします。

(2) 入札説明書等に関する第 1 回質問に対する回答

第 1 回質問に対する回答書は、入札参加希望者に対して次のとおり配布するとともに、ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/kakuka/body/kendo/machi/kouen_ryokuchi.html) で公表することとしており、電話及び口頭での個別対応は行いません。

なお、入札説明書等の内容の補足（改訂）資料を、必要に応じてホームページで公表します。

ア 配布日時

平成 1 5 年 5 月 2 3 日（金）

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除きます。）

イ 配布場所

前記 7 に同じ。

(3) 入札説明書等に関する第 2 回質問の受付

入札説明書等に関する第 2 回質問を次のとおり受け付けます。

ア 質問の方法

入札説明書等に関する第 2 回質問書（第 3 号様式）に内容を簡潔にまとめて記載し、前記 7 の担当課あてに持参、郵送又は E-mail 送信してください（持参又は郵送の場合は、質問書をフロッピーディスクに納め、印刷したものを添付して提出してください。）。

文書形式は、MS - Word（Windows 版）で処理可能なものとしてください。
電話、口頭等による質問は受け付けません。

なお、入札参加申込者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問については、個別に回答するため、第2回質問書（第3号様式）にその旨を明記してください。

イ 受付期間

平成15年6月9日（木）から同年6月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

持参の場合は、午前9時から午後4時までとします（正午から午後1時までを除きます。）。また、郵送又はE-mail送信による場合は、同年6月13日（金）必着とします。

（4）入札説明書等に関する第2回質問に対する回答

第2回質問に対する回答書は入札参加申込者に対して次のとおり配布することとしており、電話及び口頭での個別対応は行いません。

なお、質問者が個別に回答することを求めた質問については、当該質問者だけに配布しますが、入札説明書等に示す提案条件に変更が生じる場合などにおいては、当該質問者の了承を得て、当該質問に対する回答書を入札参加申込者全員に配布します。

ア 配布日時

平成15年6月27日（金）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

イ 配布場所

前記7に同じ。

1.2 入札参加の申込み

入札参加希望者は、一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「確認資料」といいます。）を次に従い提出してください。

なお、申込書を提出した後に入札の参加を希望しない場合は、入札辞退届（第5号様式）を入札執行日までに、前記7の担当課へ提出してください。

（1）提出期間

平成15年5月19日（月）から5月28日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます。）

（2）提出場所

前記7に同じ。

（3）申込書

一般競争入札参加申込書（第4-1号様式）により作成してください。

(4) 確認資料

次の各様式により各確認資料を作成してください。

- (第4 - 2号様式) 構成員表
- (第4 - 3号様式) 委任状
- (第4 - 4号様式) 協力企業名簿
- (第4 - 5号様式) 誓約書
- (第4 - 6号様式) 一級建築士事務所の登録(設計業務)
- (第4 - 7号様式) 配置予定技術者の資格及び設計経験
- (第4 - 8号様式) 同種又は類似の施設の施工実績(建設業務)
- (第4 - 9号様式) 建設業の許可及び経営事項審査結果
- (第4 - 10号様式) 配置予定技術者の資格及び施工経験
- (第4 - 11号様式) 一級建築士事務所の登録(工事監理業務)
- (第4 - 12号様式) 配置予定技術者の資格及び工事監理経験
- (第4 - 13号様式) 同種又は類似の施設の維持管理業務実績
- (第4 - 14号様式) 同種又は類似の施設の運營業務実績

(5) 返信用封筒

入札参加資格確認通知書を郵送するので、返信用封筒(長3号封筒)を確認資料と併せて提出してください。

返信用封筒には、80円切手を貼付し、返信先の住所及びあて名を記載してください。

(6) その他

ア 申込書及び確認資料の提出は、提出場所へそれぞれ正1部、副3部持参することにより行うものとし、郵送又はFAX送信、E-mail送信等によるものは受け付けません。

イ 申込書及び確認資料の作成に係る費用並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とします。

ウ 提出された申込書及び確認資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しません。

エ 提出された申込書及び確認資料は、返却しません。

オ 申込期限日の翌日以降は、4(1)カの場合を除き、原則として申込書及び確認資料の差替え及び再提出は認めません。

カ 申込書等の提出に関する問い合わせ先は、前記7に同じです。

1.3 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とします。

(2) 提出された申込書及び確認資料に基づき入札参加資格審査会の審議を経て入札参加資格を確認し、その結果は、平成 1 5 年 6 月 6 日 (金) までに通知します。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面 (様式は任意) を持参 (郵送又は F A X 送信、 E - mail 送信等によるものは受け付けません。) し、説明を求めることができます。

ア 申立期限

平成 1 5 年 6 月 1 3 日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

毎日午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除きます。)

イ 申立場所

前記 7 に同じ。

ウ 回答

説明を求めた者に対し、平成 1 5 年 6 月 1 8 日 (水) までに書面により回答します。

1 4 入札執行 (開札) の日時及び場所等

(1) 日時

平成 1 5 年 8 月 4 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から

(2) 場所

兵庫県神戸市中央区下山手通 4 丁目 18 番 2 号

兵庫県公社館大会議室

T E L 078 - 232 - 9511

(3) 開札

入札者又はその代理人の立会いの下、開札します。

入札価格が予定価格を超えていないことを確認します。

なお、入札価格等は、落札者決定後に公表します。

(4) その他

入札参加資格確認通知書の写しを持参してください。

1 5 入札方法

(1) 入札参加者は、上記 1 4 (1) 及び (2) の入札執行 (開札) の日時及び場所に直接、入札書、提案書及び入札に必要なその他の書類 (以下「入札書等」といいます。) を、次の各様式により作成して、所定の部数 (< > 内に示す部数) 提出してください。

郵送による入札の場合は、あて名及び事業名を記載し入札書在中と表示して入札

書を封入した封筒、あて名及び事業名を記載し提案書在中と表示して提案書を封入した封筒並びに入札に必要なその他の書類を入れた書留郵便が、平成15年7月31日(木)午後5時までに、上記7の担当課に必着しなければなりません。

ア 入札書 <正1部>
(第6号様式) 入札書

イ 提案書

別添資料1「提案に関する条件」及び様式集に記載の条件を踏まえ、次の(ア)から(オ)までの提案書を作成してください。

提案書は日本工業規格「A4判」、図面は「A3判」、表は「A4判」又は「A3判」のサイズとすることを原則とし、再生紙を使用してください。

また、各提案書には表紙を付け、別々に左綴じで製本してください。

製本に当たっては、再利用に不向きな素材を使用せず、社名やロゴマーク等入札参加者を特定できる表記はしないでください(ただし、第8-1号様式、第9-1号様式、第10-1号様式、第10-5号様式及び第10-6号様式については、社名の使用を認めます。これらの様式であっても、ロゴマークの使用は、禁止します。)

各提案書の提案受付番号欄には、入札参加資格確認通知書に記載されている入札参加者番号を記入してください。

提案書は、図面を除き全てWord又はExcel(Windows版で処理可能なものに限る。)により電子データ化し、電子データを納めた電子媒体(CD-R)を2枚提出してください。

(ア) 設計・建設計画提案書 <正1部・副29部>

| | |
|------------|-------------------|
| (第7号様式) | 設計・建設計画提案書表紙 |
| (第7-1号様式) | 設計説明書 設計主旨 |
| (第7-2号様式) | 設計説明書 施設計画(総括)その1 |
| (第7-3号様式) | 設計説明書 施設計画(総括)その2 |
| (第7-4号様式) | 設計説明書 施設計画(総括)その3 |
| (第7-5号様式) | 設計説明書 施設計画(建築計画) |
| (第7-6号様式) | 設計説明書 施設計画(構造計画) |
| (第7-7号様式) | 設計説明書 施設計画(設備計画) |
| (第7-8号様式) | 設計説明書 環境計画 |
| (第7-9号様式) | 設計説明書 施工計画 |
| (第7-10号様式) | 設計概要 |
| (第7-11号様式) | 仕上表 |
| (第7-12号様式) | 工程計画書 |
| (第7-13号様式) | 初期投資費用見積書 |
| (第7-14号様式) | 設計図面 配置図 |
| (第7-15号様式) | 設計図面 平面図 |
| (第7-16号様式) | 設計図面 立面図 |

- (第7-17号様式) 設計図面 断面図
(第7-18号様式) 設計図面 構造計画図
(第7-19号様式) 設計図面 設備計画図
(第7-20号様式) 透視図
- (イ) 維持管理計画提案書 <正1部・副29部>
(第8号様式) 維持管理計画提案書表紙
(第8-1号様式) 維持管理業務説明書 維持管理業務総括説明書
(第8-2号様式) 維持管理業務説明書 個別維持管理業務説明書
(第8-3号様式) 維持管理業務説明書 維持管理業務を効率化するための工夫
(第8-4号様式) 維持管理業務説明書 計画修繕
(第8-5号様式) 維持管理費用見積書
(第8-6号様式) 大規模修繕提案書(参考)
- (ウ) 運営計画提案書 <正1部・副29部>
(第9号様式) 運営計画提案書表紙
(第9-1号様式) 運営業務説明書 運営業務総括説明書
(第9-2号様式) 運営業務説明書 個別運営業務説明書
(第9-3号様式) 運営業務説明書 運営業務実施の考え方
(第9-4号様式) 運営業務説明書 独自の創意工夫あるプログラム等
(第9-5号様式) 運営業務説明書 雇用機会の創出や地域との連携
(第9-6号様式) 運営業務説明書 運営業務を効率化するための工夫
(第9-7号様式) 運営業務説明書 需要計画
(第9-8号様式) 運営業務説明書 スポーツ振興
(第9-9号様式) 運営収入説明書
(第9-10号様式) 運営収支計画実現方策説明書
(第9-11号様式) 魅力向上・にぎわい創出方策説明書
(第9-12号様式) その他の魅力ある運営計画説明書
(第9-13号様式) 運営費用見積書
(第9-14号様式) 運営収入見積書
- (エ) 事業計画提案書 <正1部・副29部>
(第10号様式) 事業計画提案書表紙
(第10-1号様式) 事業スキーム図
(第10-2号様式) 入札金額及び提案金額計算書
(第10-3号様式) 長期収支計画表
(第10-4号様式) 維持管理・運営に係るサービス購入費 基準費計算書
(第10-5号様式) 資金調達計画書
(第10-6号様式) リスク管理方針
- (オ) その他の提案書(補足用) <正1部・副29部>
(第11号様式) その他の提案書(補足用)表紙
(第11-1号様式) その他の提案書(補足用)

- ウ 入札に必要なその他の書類 <正1部>
 - (第12-1号様式) 要求水準書に関する確認書
 - (第12-2号様式) 委任状

(2) 入札参加者は、入札説明書等及び事業実施場所等を十分理解するとともに、次に掲げる事項を留意の上、入札に参加してください。

ア 入札参加者は、入札書を作成して記名押印の上、封書にすること

イ 入札書を封入した封筒には入札書と表記し、あて名及び事業名等を記載するとともに入札参加者名(応募企業名又は応募グループ名)及び代表者名(応募グループにあっては代表企業名及び代表者名)を記載すること。

ウ 入札書に記載する金額はアラビア数字で表示し、万一誤って記載したときは新しい入札書を使用すること。

(3) 入札参加者は、入札書等の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなします。

なお、応募に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(4) 提出した入札書等については、これを書換え、引き替え又は撤回をすることはできません。

1.6 総合評価の方法

総合評価は、選定審査会による審議を経て、本件入札に関して県が定めた落札者決定基準(前記8(1)カ)に基づき算定した総合評価値(以下「評価値」といいます。)をもって行います。

1.7 落札者の決定方法

(1) 落札者は、次の各要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高いものとします。

ア 入札価格が財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札者の提案内容が、本件入札に関して定めた要求水準書(前記8(1)オ)の要求要件を全て満たしていること。

(2) 落札者となるべき同評価値の入札をした者が2人以上ある場合は、入札価格が低い者を落札者とします。

(3) さらに落札者となるべき同価格の入札が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退する

ことはできません。

1 8 落札者決定の通知

落札者の決定をした場合は、入札参加者に書面で通知します。

なお、落札者の決定は平成15年8月から9月までの間に行う予定です。

1 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成15年7月31日（木）（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）午後5時までに納入してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出してください。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業契約の本契約締結日までに納付してください。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出した場合は、契約保証金を納める必要はありません。

2 0 入札に関する条件

(1) 入札書等が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

(2) 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、入札保証保険証書の場合、保険期間が設計・建設に係る事業契約締結予定日（平成15年12月下旬・契約の議決日以降）までであること。

(3) 所定額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が平成15年7月31日（木）までに納入されていること。

(4) 入札者又はその代理人が当該入札について2通以上した入札でないこと。（2通り以上の提案を行った場合及び同一事項について2通り以上の書類を提出した場合を含む。）

(5) 本件入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- (6) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (7) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (8) 復代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状（第 1 2 - 2 号様式）を契約担当者に提出すること。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (1 0) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (1 1) 落札者決定の前日までの間において、契約担当者から提案書に関し説明を求められた場合には、それに応じること。

2 1 支払条件

契約金額の、県の支払方法は、別添資料 2 「設計・建設に係るサービス購入費の支払方法等」に示すとおりとします。

2 2 契約に関する事項

- (1) 県は、落札者決定後 7 日以内に、落札者と尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業に関する基本協定（以下「基本協定」といいます。）を締結します。
- (2) 落札者は、基本協定に定める日までに、S P C を設立しなければなりません。
- (3) S P C の設立後速やかに、県と S P C は、尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業に関する基本契約（以下「基本契約」といいます。）を締結します。
- (4) 議会の議決を要する契約であるため、県が作成した尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業契約書により、県と S P C は仮契約を基本契約の締結と同時に締結し、P F I 法第 9 条の規定に基づく議会の議決を経た後、本契約を締結します。

- (5) 落札者決定後、仮契約を締結するまでの間に、落札者の構成員又は協力企業の一部が倒産等となった場合において、SPCが契約内容に適合した履行ができないと認められるときは仮契約を締結しません。

2 3 入札の無効

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申込書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者のした入札であっても、入札時点において、入札した者に入札参加資格がない場合は、その入札を無効とします。

2 4 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は、入札者の負担とします。

2 5 契約手続において使用する言語等

言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、時刻は日本標準時に限ります。

2 6 その他注意事項

- (1) 申込書及び確認資料に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により、指名停止となります。
- (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を各業務の現場に専任で配置してください。
- (3) 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。
- (4) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しません。
- (5) 入札参加者から提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、

県は、本事業を実施するために必要な範囲において公表する場合、その他県が必要と認める場合には、提出される書類の内容を無償で使用できます。

提案に関する条件

「要求水準書」に示す条件及び要求要件のほか、以下に示す条件を踏まえて、提案書を作成するものとします。なお、入札参加者の提案が「要求水準書」に示す要求要件を満たしていない場合は失格とします。

1 施設の設計・建設の提案に関する条件

施設の設計・建設については、「要求水準書」に従い、提案書を作成するものとします。提案価格については、設計・建設に係るサービス購入費として、8,000百万円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）を上限として提案しなければなりません。上限額を超えた提案は、落札の対象となりません。

2 施設の維持管理業務の提案に関する条件

- (1) 施設の維持管理については、「要求水準書」に従い、入札書類を作成してください。
- (2) なお、のじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会の水泳競技会場として利用する期間についても、通常の業務を前提とし、提案するものとします。
- (3) 上記の期間中、通常業務に加え特別に必要な業務については、別途、競技会主催者の負担で業務を追加して実施します。

3 施設の運営業務の提案に関する条件

- (1) 施設の運営については、「要求水準書」に従い、入札書類を作成してください。
- (2) なお、のじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会の水泳競技会場として利用する期間（準備期間等を含みます。）は、概ね次のとおりであり、その運営のため専用利用を行います。
 - ア 50mプール 平成18年9月上旬から10月下旬までの7週間
 - イ 25mプール 平成18年9月下旬から10月上旬までの1週間及び10月中旬の2週間
- (3) 上記(2)の期間中の施設使用料収入については、運営収入として見込まないこととして提案してください。

4 事業計画の提案に関する条件

(1) 資金調達・返済計画

資金調達・返済計画については、次の条件に従って入札書類を作成し、返済期間においては、追加的な出資又は融資の必要が生じないようにしてください。

ア 設計・建設に係るサービス購入費

県が事業者に対して支払う設計・建設に係るサービス購入費は、「(ア)一時支払金」及び「(イ)割賦支払金」により構成されます。

なお、実際のサービス購入費は、別添資料2「設計・建設に係るサービス購入費の支払方法等」に従って支払いますが、提案書の作成にあたっては、次の条件に従ってください。

(ア)一時支払金

県は、入札参加者が提案する設計及び建設費並びに工事監理費の4分の3の額を一時支払金として、出来高に応じて複数年度にわたり支払うこととして提案してください。

(イ)割賦支払金

- a 入札提案書における割賦支払金は、入札参加者が提案する初期投資費用から(ア)一時支払金を差し引いた額を元本として、これに金利を上乗せした額とします。
- b 初期投資費用には、施設の設計及び建設費、工事監理費、備品整備費、建中金利、建設に係る各種申請手数料、県への所有権移転に伴う費用(登記申請書作成事務費等)、契約に係る費用、開業までに生じる公租公課、その他事業に伴う費用を含むものとします。
- c 割賦支払金は、建築基準法及び不動産登記法上2以上の施設が提案された場合であっても、一体のものとして支払います。
- d 割賦支払金の支払いは、提案された施設の所有権移転時期に関わらず平成19年9月を初回とします。以後3月及び9月の年2回、平成35年3月までの32回の支払いとし、各回の支払額は、当該年度の確定支払額の2分の1(金利計算は1年単利)とします。
- e 入札提案書における金利は、平成15年7月4日(金)を基準日とする基準金利(6カ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレート(午前10時に共同通信社より発表されるTokyo Swap Reference Rate(TSR)の中値))と提案されたスプレッドの合計とし、5年ごとの改定を想定せずに計算してください。

イ 維持管理・運営に係るサービス購入費

維持管理・運営に係るサービス購入費の提案にあたっては、「(ア)提案金額計算用」及び「(イ)基準費計算用」に分け、それぞれ次の条件に従ってください。

なお、実際の維持管理・運営に係るサービス購入費は、別添資料3「維持管理・運営に係るサービス購入費の支払方法等」に従って支払います。

(ア)提案金額計算用

提案金額計算用の条件に従って算出したサービス購入費は、総合評価に用いる金額の算定条件を合わせ、入札参加者間の価格を比較するために用います。

- a 提案金額計算用の様式で提案する維持管理・運営に係るサービス購入費は、入札参加者が提案する健康増進施設の維持管理・運営期間に係わらず、

以下の条件に基づいて算出してください。

プール施設

- ・維持管理期間 平成18年5月から平成35年3月まで(17年間)
- ・運営期間 平成18年5月から平成35年3月まで(17年間)

健康増進施設

- ・維持管理期間 平成19年4月から平成35年3月まで(16年間)
- ・運営期間 平成19年4月から平成35年3月まで(16年間)

b 維持管理・運営に係るサービス購入費の毎年度の支払額は、物価変動に基づく改定を想定せず、提案金額計算用の各様式で提案する、各年度の「維持管理費・運営費・その他費用」の額から、各年度の「運営収入(その他の収入)」の額を差し引いた額としてください。

c 「運営収入(その他の収入)」とは、施設使用料収入以外の収入で、入札参加者の提案による収入をいいます。

なお、施設使用料収入とは、事業者の提案を踏まえ県が条例等により使用料金を設定する施設に係る使用料収入で、プール施設使用料収入、アイスリンク使用料収入、健康増進施設(屋内)使用料収入及び健康増進施設(屋外)使用料収入をいいます。

(イ) 基準費計算用

基準費計算用の条件に従って算出したサービス購入費は、実際に県が事業者を支払うサービス購入費の算定基礎となる基準費の算出及び事業計画の評価に用います。

a 基準費計算用の様式で提案する維持管理・運営に係るサービス購入費は、入札参加者が提案する実際の健康増進施設の維持管理・運営期間に基づいて算出してください。

b 維持管理・運営に係るサービス購入費の毎年度の支払額は、物価変動に基づく改定を想定せず、基準費計算用の各様式で提案する、各年度の「維持管理費・運営費・その他費用」の額から、各年度の「運営収入(その他の収入)」の額を差し引いた額としてください。

c 「運営収入(その他の収入)」とは、施設使用料収入以外の収入で、入札参加者の提案による収入をいいます。

なお、施設使用料収入とは、事業者の提案を踏まえ県が条例等により使用料金を設定する施設に係る使用料収入で、プール施設使用料収入、アイスリンク使用料収入、健康増進施設(屋内)使用料収入及び健康増進施設(屋外)使用料収入をいいます。

ウ 資金調達における支援

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資、低利子融資)の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能ですが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行いません。

なお、当該融資制度の趣旨は、入札参加者の提案喚起及び選定事業の安定性向

上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、提案を行うものとします。また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこととします。

(2) リスク管理の方針

ア 基本的考え方

公の施設の管理者としての責任は県にあります。本事業における施設の設計・建設、維持管理・運営上の責任は、原則として事業者が負うものとします。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、県が責任を負うものとします。

イ リスク分担

県と事業者のリスク分担は、設計・建設に係る事業契約書(案)及び維持管理・運営に係る事業契約書(案)(以下、「事業契約書(案)」といいます。)によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとします。リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書(案)に示しますが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとします。

(3) 保険

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、事業者は第三者賠償保険に加入することとします。

県は、施設の引渡し後、火災共済に加入する予定ですが、事業者の帰責事由による場合には、保険者は事業者に対して求償権を有するものとします。

(4) 国庫補助金等に係る取扱い

本事業においては、県は、施設建設に係る国庫補助金を受ける場合がありますが、国庫補助金の交付決定がなされた場合、県は事業者に支払う代金の一部に充当することとします。なお、事業者は、県が行う国庫補助金に係る手続等について、県の指示する作業及び必要な協力を行わなければなりません。

また、事業者の提案内容によって、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助事業を導入することがありますが、その場合においても県の指示する作業及び必要な協力を行わなければなりません。なお、NEDOの補助金は、一時支払金の一部として扱います。

5 土地の使用等

本事業の敷地は県有地(予定)であり、財産の分類は行政財産です。建設期間中は、この行政財産について、事業者は県の使用許可を得たうえで、無償で使用できるものとします。

設計・建設に係るサービス購入費の支払方法等

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業契約に基づき、甲は乙に対して、次により設計・建設に係るサービス購入費を支払う。

1 費用区分

設計・建設に係るサービス購入費は、施設購入費と割賦支払利息に区分する。

(1) 施設購入費

円〔うち消費税及び地方消費税額 円〕

尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備（設計・建設）事業 様式集 第 7 - 13 号様式により落札者が提案した初期投資費用合計（入札金額。以下「初期投資費用」という。）とする。ただし、約款第 38 条第 2 項の規定により増加した費用を加え、又は同条第 3 項の規定により減少した費用を減じる場合には、当該費用を加え、又は減じた後の額とする。

(2) 割賦支払利息

2(2) に定めるところにより、割賦支払元本に支払日までの利息を付す。

2 支払区分

設計・建設に係るサービス購入費は、一時支払金と割賦支払金に区分して支払う。

(1) 一時支払金

ア 乙から提案のあった初期投資費用のうち設計・建設費（以下「設計・建設費」という。）の 4 分の 3 相当額（ 円）を一時支払金とする。ただし、甲は、予算上の都合により一時支払金の総額を増額することができる。

イ 甲は、本件施設の建設期間中の各年度末（最終分の支払については、本件施設を構成するすべての施設の引渡し後）において、本件施設の出来高確認（約款第 25 条の規定に基づく中間確認又は約款第 28 条の規定に基づく完成確認）を行い、出来高に相応する設計・建設費の範囲内で、かつアの範囲内の額に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額を支払う。

ウ 本件施設を構成する全ての施設の引渡しまでに支払う一時支払金の額は、設計・建設費の 3 分の 2 相当額以内の額とする。

(2) 割賦支払金

ア 割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とする。

イ 割賦支払元本の総額は、1(1)の施設購入費 円から消費税及び地方消費税相当額並びに(1)アによる一時支払金の総額を控除した額とし、平成 19 年度から平成 23 年度まで、平成 24 年度から平成 28 年度まで、平成 29 年度から平成 34 年度までの各期間に応じた支払額は、割賦支払元本の総額に 16 分の 5、16 分の 5、16 分の 6 をそれぞれ乗じた額とする。

ウ 割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッド（年利 パーセント）を合計した率とする。この場合において、基準金利は、平成 19 年度から平成 23 年度までの間は施設引渡し日の 2 銀行営業日前、平成 24 年度から平成 28 年度までの間は平成 24 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前、平成 29 年度から平成 34 年度までの間は平成 24 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前における 6 ヶ月 L I B O R ベース 5 年物（平成 29 年度から平成 34 年度までの間につ

いては6年物)(円 円)金利スワップレート(該当日の午前10時に共同通信社から発表されるTokyo Swap Reference Rate(TSR)の中値)とする。

エ 割賦支払金は、各年度分を2回、計32回に分けて支払う。ただし、乙は、本件施設を甲に引渡すまでは割賦支払金の支払いを受けることができない。

オ エの各回における支払額は、各年度の9月末日及び3月末日を支払日とし、イの各期間中元利金等払として1年単利により算定した額に、各回の割賦支払元本相当額に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とし、平成19年度から平成23年度までの期間にあっては平成24年度から平成34年度までの期間に支払う割賦支払元本(割賦支払元本の16分の11)について1年単利により算定した前回支払日の翌日(初回については、平成19年4月1日)から当該支払日までの間の利息を加算し、平成24年度から平成28年度までの期間にあっては平成29年度から平成34年度までの期間に支払う割賦支払元本(割賦支払元本の16分の6)について1年単利により算定した前回支払日の翌日から当該支払日までの間の利息を加算する。

表 割賦支払金の計算方法

| 支払期間 | 計算方法 |
|-----------|---|
| 平成19～23年度 | 〔元本の16分の5の金額を5年間で元利均等返済する額〕+〔元本の16分の11に対する金利〕 |
| 平成24～28年度 | 〔元本の16分の5の金額を5年間で元利均等返済する額〕+〔元本の16分の6に対する金利〕 |
| 平成29～34年度 | 〔元本の16分の6の金額を6年間で元利均等返済する額〕 |

カ 本件施設として提案された施設が、建築基準法上又は不動産登記法上、複数となる場合であっても、割賦支払金は一括して支払う。

キ 基本契約書第5条の規定に基づき甲乙間で本件施設の維持管理及び運営を主な内容とする契約が締結された後、乙の責めに帰すべき事由により同契約が解除された場合には、以後、エの各回における支払額を、オで算定したエの各回における支払額に100分の80を乗じて得た額(円未満切捨て)に変更して割賦支払金を減額する。

3 支払手続

(1) 一時支払金

ア 乙は、本件施設の建設期間中の各年度末(最終分の支払いについては、平成19年度末)から30日以内に、甲に対して請求書を送付する。

イ 甲は、請求書を受理した日から30日以内に、請求が適正になされていることを確認した上で、請求額を支払う。

(2) 割賦支払金

ア 乙は、2(2)オの各支払日から30日以内に、甲に対して請求書を送付する。

イ 甲は、請求書を受理した日から30日以内に、請求が適正になされていることを確認した上で、請求額を支払う。

維持管理・運営に係るサービス購入費の支払方法等

1 維持管理・運営に係るサービス購入費の算定方法

甲は施設引渡し後、維持管理に関する業務及び運営に関する業務の対価として、以下に示す方法により算定される維持管理・運営に係るサービス購入費を乙に支払う。

- (1) 「維持管理・運営に係るサービス購入費」は、乙が提案した「維持管理費・運営費・その他費用」及び「運営収入」により算出される「基準費」、実際の運営収入により算出される「変動費」から構成される。
- (2) 維持管理・運営に係るサービス購入費のうち、「基準費」については、毎年1回4月1日に、物価変動を勘案して改定を行う。
- (3) 維持管理・運営に係るサービス購入費は、以下に示す算式により算定する。

平成X年度における維持管理・運営に係るサービス購入費の算出式

$$P_x = P1_x + P2_x \quad (\text{実際の事業者の収入} = P_x + R_x)$$

$$\left(\begin{array}{l} P1_x = p1_x \times (CPI_{x-1} / CPI_{15}) \\ p1_x = x - 2/3 (x + x) \\ P2_x = 2/3 B_x - 1/3 R_x \end{array} \right)$$

- P_x : 平成X年度の維持管理・運営に係るサービス購入費
 $P1_x$: 平成X年度の基準費（物価変動を勘案して確定した額）
 $P2_x$: 平成X年度の変動費
 B_x : 平成X年度の実際の施設利用料収入の合計額
 R_x : 平成X年度の実際のその他の収入の合計額
 $p1_x$: 入札参加者が提案した、平成X年度の基準費
 x : 入札参加者が提案した、平成X年度の維持管理費・運営費・その他費用（利益、税金等）の合計額
 x : 入札参加者が提案した、平成X年度の施設利用料収入の合計額
 x : 入札参加者が提案した、平成X年度のその他の収入の合計額
 CPI_x : 平成X年度の平均消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「総合」）

注：基準費を改定する際の改定率（ CPI_{x-1} / CPI_{15} ）に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

平成 18 年度における各期の維持管理・運営に係るサービス購入費の算出式

$$P_{18(第1期)} = 2/11 P_{18} + 2/3 B_{18(第1期)} - 1/3 R_{18(第1期)}$$

$$P_{18(第2期)} = 3/11 P_{18} + 2/3 B_{18(第2期)} - 1/3 R_{18(第2期)}$$

$$P_{18(第3期)} = 3/11 P_{18} + 2/3 B_{18(第3期)} - 1/3 R_{18(第3期)}$$

$$P_{18(第4期)} = 3/11 P_{18} + 2/3 B_{18(第4期)} - 1/3 R_{18(第4期)}$$

平成 19 ~ 34 年度における各期の維持管理・運営に係るサービス購入費の算出式

$$P_{X(第Y期)} = 1/4 P_{1X} + 2/3 B_{X(第Y期)} - 1/3 R_{X(第Y期)}$$

$P_{X(第Y期)}$: 平成 X 年度・第 Y 期の維持管理・運営に係るサービス購入費

P_{1X} : 平成 X 年度の基準費

$B_{X(第Y期)}$: 平成 X 年度・第 Y 期の実際の施設使用料収入

$R_{X(第Y期)}$: 平成 X 年度・第 Y 期の実際のその他の収入

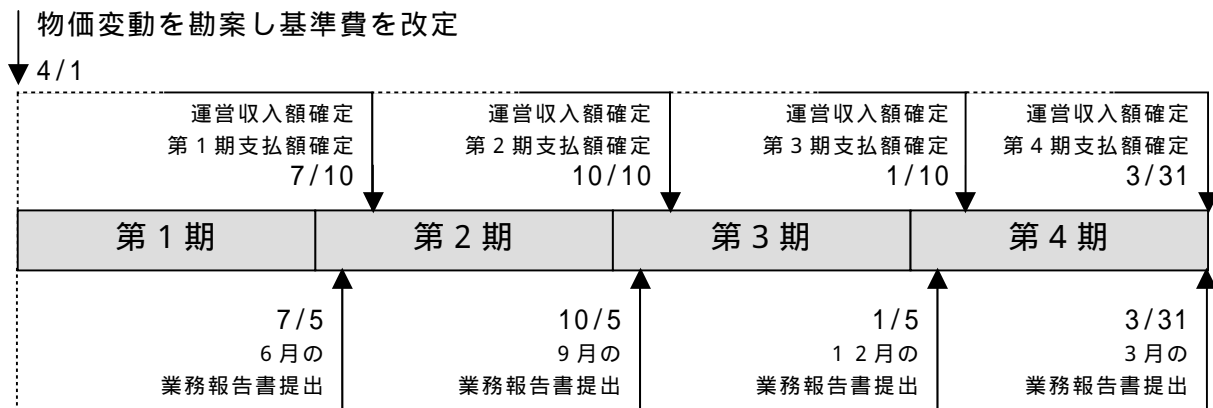
2 維持管理・運営に係るサービス購入費の支払スケジュール

- (1) 維持管理・運営に係るサービス購入費は、各年度の4～6月分(第1期)、7～9月分(第2期)、10～12月分(第3期)、1～3月分(第4期)として、各四半期終了後に以下の(2)～(7)の手続きに従い、年に4回支払うものとする。ただし、平成18年度については、5～6月分を第1期支払分とし、以後7～9月分(第2期)、10～12月分(第3期)、1～3月分(第4期)とする。
- (2) 甲は、定期的にモニタリングを実施し、要求水準書及び維持管理に関する業務及び運営に関する業務に関する業務計画書に定められた水準が満たされていることを確認した上で、供用開始から事業期間中に、年4回、維持管理・運営に係る事業契約書に定める額を乙に支払う。
- (3) 乙は甲に対し、毎翌月5日までに業務報告書を提出するものとする。ただし、毎年3月の業務報告書については3月31付で提出するものとする。
- (4) 甲は業務報告書の提出を受けた後、モニタリングを行う。
- (5) モニタリングの結果を踏まえ、甲は毎期末に当期の基準費及び変動費を算定し、乙に支払額を通知する。
- (6) 乙は、支払額判明後速やかに、甲に対して請求書を送付する。
- (7) 甲は適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

表 維持管理・運営に係るサービス購入費の支払スケジュール

| | 4～6月分 (第1期) | 7～9月分 (第2期) | 10～12月分 (第3期) | 1～3月分 (第4期) |
|--------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 物価変動を勘案し 基準費を改定 | 4月1日 | | | |
| 業務報告書の 提出期限 | 5月5日 6月5日 7月5日 | 8月5日 9月5日 10月5日 | 11月5日 12月5日 1月5日 | 2月5日 3月5日 3月31日 |
| モニタリングの 実施期限 | 5月10日 6月10日 7月10日 | 8月10日 9月10日 10月10日 | 11月10日 12月10日 1月10日 | 2月10日 3月10日 3月31日 |
| 支払額の確定 | 7月10日 | 10月10日 | 1月10日 | 3月31日 |
| 請求書の送付期限 | 支払額判明後速やかに送付 | | | |
| 支払期限 | 請求書受理日から30日以内 | | | |

図 維持管理・運営に係るサービス購入費の支払スケジュールのイメージ



3 運営収入について

(1) 「運営収入」は以下の収入から構成される。

ア 施設使用料収入

乙の提案を踏まえ甲が条例等により使用料金を設定する施設に係る使用料収入(会計上は甲の歳入とする。)

- (ア) プール施設使用料収入
- (イ) アイスリンク使用料収入
- (ウ) 健康増進施設(屋内)使用料収入
- (エ) 健康増進施設(屋外)使用料収入

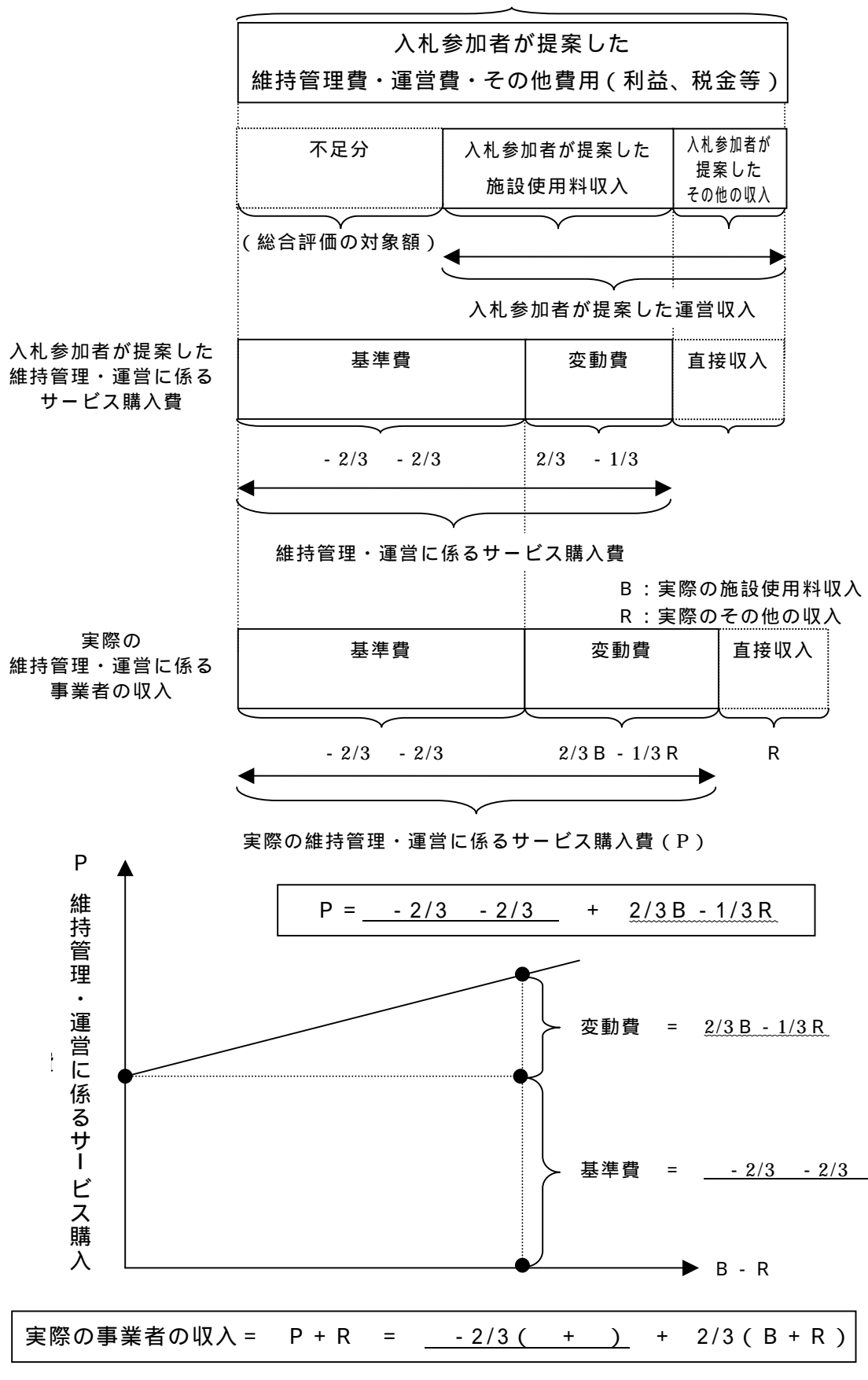
イ その他の収入

上記以外の収入(乙の提案による)

(会計上は乙の直接収入とする)

- (2) 「運営収入」のうち「施設使用料収入」については、全額、甲の収入となる(ただし、「施設使用料収入」は「変動費」としてサービス購入費に含まれるため、「施設使用料収入」の3分の2に相当する額が乙の実質的な収入となる。)
- (3) 「運営収入」のうち「その他の収入」については、全額、乙の直接収入とする(ただし、「その他の収入」は「変動費」の算定に係わるため、乙の実質的な収入は「その他の収入」の3分の2に相当する額となる。)
- (4) 本件施設は公の施設とすることから、本件施設の施設使用料については、乙の提案を踏まえ甲が条例等により設定するものとし、乙は毎年1回、施設使用料改訂の提案を行うことができる。
- (5) のじぎく兵庫国体及び全国障害者スポーツ大会開催時の施設使用料収入については、上記の運営収入として見込まない。

図 維持管理・運営に係るサービス購入費の算出イメージ(参考)



3 運営収入

本事業に係る「運営収入」は「施設使用料収入」及び「その他の収入」から構成され、これらの収入は「維持管理・運営に係るサービス購入費」における「変動費」に反映される。ただし、これらの運営収入の取扱いについては以下の点に留意する。

(1) 施設使用料収入

(ア) 施設使用料収入については、全額、甲の歳入として取扱う。

(イ) 乙は施設使用料の徴収を行い、1ヵ月ごとに取りまとめ翌月の5日までに納付書により甲の指定した金融機関に払い込む。

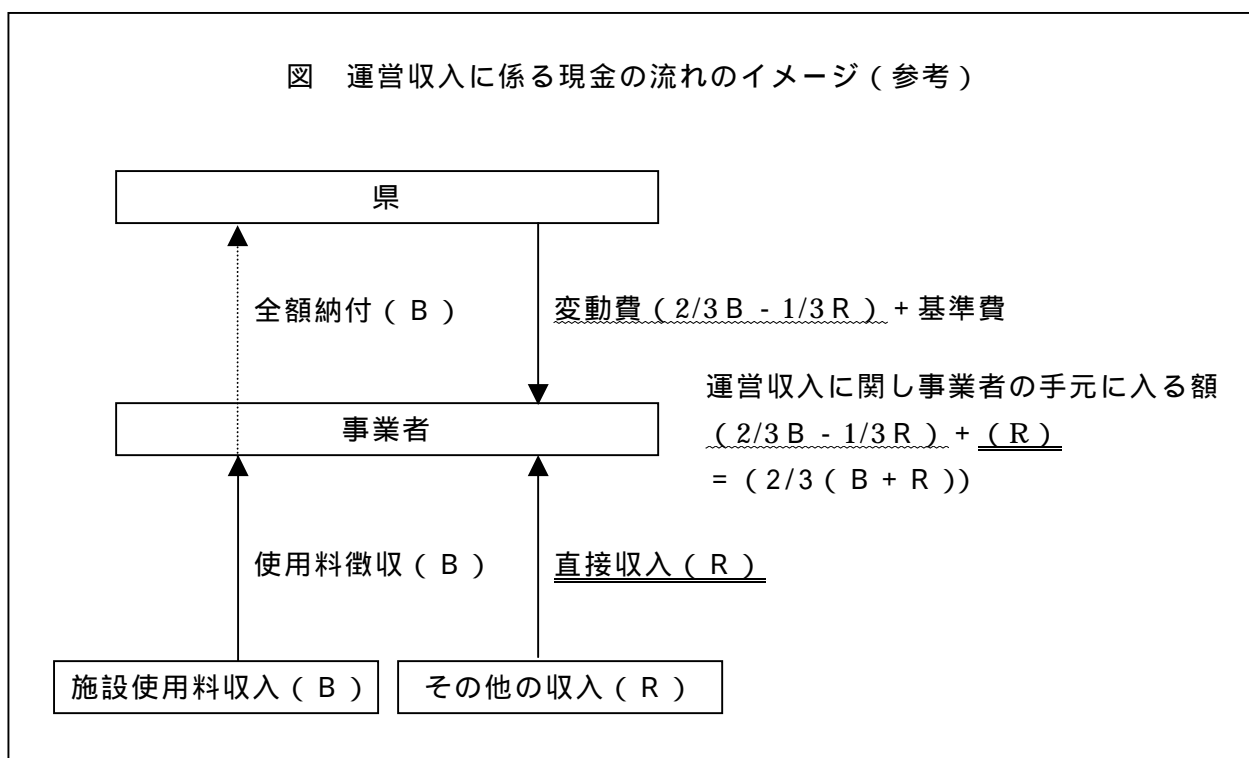
(ウ) 乙は毎月、受託徴収金計算書を作成し、翌月の5日までに甲に提出する。ただし、毎年3月の受託徴収金計算書については3月31日付で提出するものとする。

(2) その他の収入

(ア) その他の収入については、全額、乙の直接収入として取扱う。

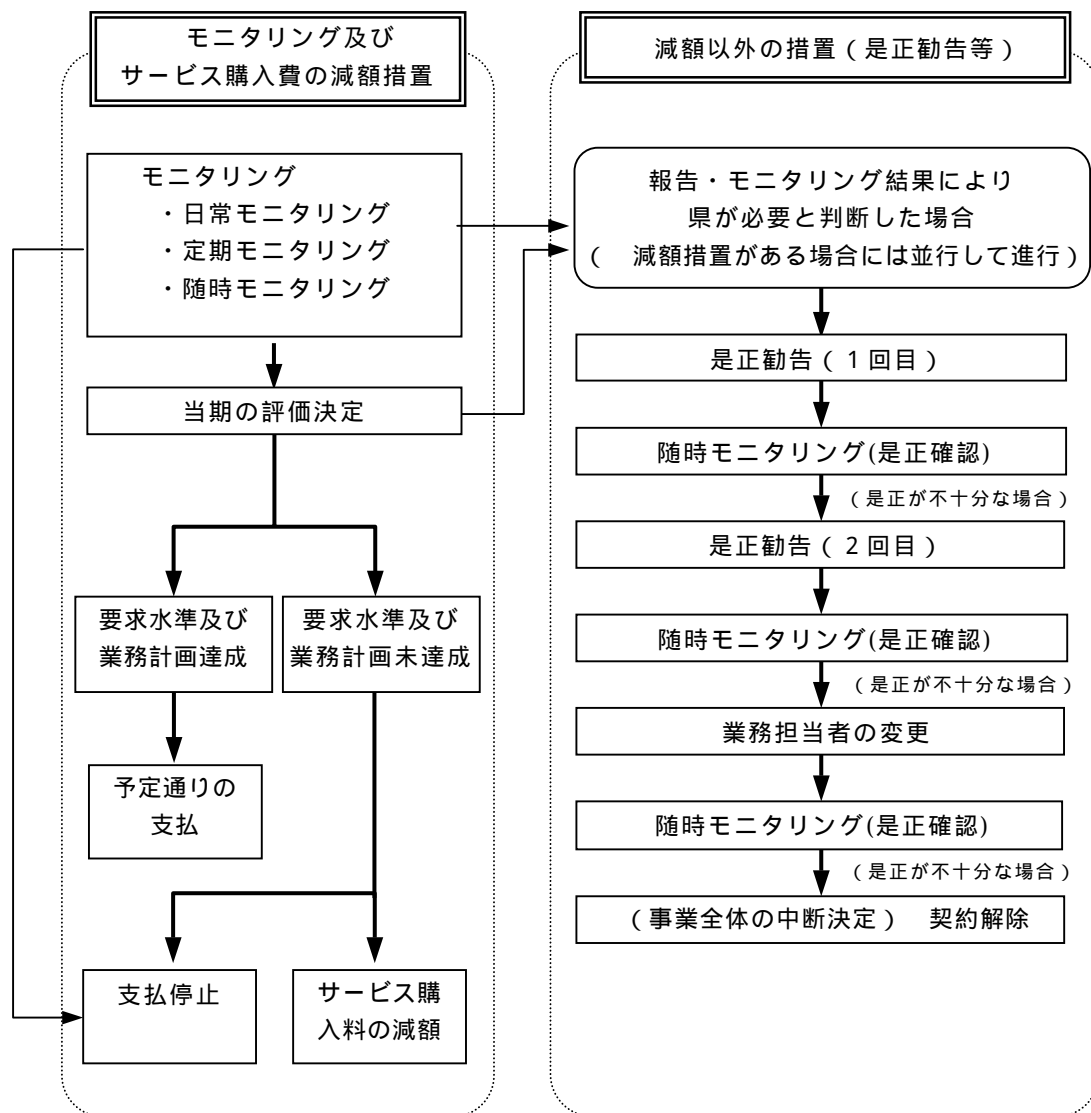
(イ) 乙は毎月、収入明細書を作成し、翌月の5日までに甲に提出する。ただし、毎年3月の収入明細書については3月31日付で提出するものとする。

図 運営収入に係る現金の流れのイメージ（参考）



維持管理・運営に係るサービス購入費の減額の基準及び方法

甲は、本件施設の維持管理・運営開始後17年間にわたり、維持管理・運営に関する業務の実施状況を監視(以下、「モニタリング」といいます。)し、要求水準書並びに乙が提出する維持管理に関する業務計画書及び運営に関する業務計画書(以下、「業務計画書」といいます。)に定められた業務を、乙が確実に遂行しているかを確認する。その結果、乙が要求水準書及び業務計画書に示す内容を満足していないと判断した場合、以下のフローに示す手続きにより維持管理・運営に係るサービス購入費の減額、是正勧告その他の措置を取るものとする。それぞれの措置の概要は次頁の表に示す。



| 措置の内容 | | 手続きの概要 |
|------------------|-----------|--|
| サービス購入費の減額又は支払停止 | | 業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。 |
| 是正勧告 | 1回目 | 業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を期限を定め乙に勧告する。 |
| | 2回目 | 1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度勧告を行う。 |
| 業務担当者の変更要求 | 協力企業の変更要請 | 2回の勧告を経て改善が認められない場合、甲は乙に対して、実際に当該業務を担当しているものの変更請求を行う。 |
| | 第三者への業務委託 | 2回の勧告を経て改善が認められない場合で、当該業務を乙自らが行っているときには、当該業務を甲が指定する第三者に委託する。 |
| 契約解除等 | 契約解除 | 上記の手続きを経ても業務の改善が認められない場合で、甲が契約継続を希望しないときには、契約を解除する。 |

1 モニタリング

(1) モニタリング実施計画書の作成

甲は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

乙は、甲が日常モニタリングを行うための業務日報(毎日)及び定期モニタリングを行うための業務報告書(毎月)を作成し甲へ提出する。

(イ) 業務実施状況の確認

甲は、乙が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、乙が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、甲は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用負担の分担は次頁の表に示すとおりとする。

| | 乙 | 甲 |
|----------|--|---|
| 日常モニタリング | チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。 | 業務日報の確認、業務水準の評価。 |
| 定期モニタリング | 月 1 回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。 | 業務報告書の確認、業務水準の評価。 |
| 随時モニタリング | - | 施設利用状況の確認。 維持管理状況の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。 |
| 費用負担 | 乙 | 甲 |

2 業務水準低下に対する措置

甲は、モニタリングの結果、乙の業務水準内容が要求水準書及び業務計画書に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下の手続きを経て維持管理・運営費の減額、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 減額措置及び是正勧告(一回目)

甲は、モニタリングの結果、乙の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア 維持管理・運営に係るサービス購入費の減額措置

発生した不具合が維持管理・運営に係るサービス購入費の減額等の対象であれば、適切な減額措置を講じる。なお、予め甲の承諾を得ず施設が利用不可能となった場合(あるいはそうなることが見込まれる場合)には、乙は甲のモニタリングを待たず当該不具合の発生を直ちに甲に通知する。このとき、人身に被害を与えると判断される場合には、応急処置を施すものとする。また、1日を超える回復期間を必要とする場合には、具体的な日数を合理的な理由とともに申請する。

イ 是正勧告

確認された不具合(上記アに当てはまるものを含む)が、繰返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、甲は乙に適切な是正措置を取ることを通告し、乙に改善策の提出を求めることができる。この改善策の内容は、甲の承諾を受けなければならない。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準書及び業務計画書の内容を満たすことができない場合、乙は甲に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議しなければならない。乙の通知した事由に合理性があると甲が判断した場合、甲は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善効果の確認

甲は定期又は随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 再度の是正勧告

上記(2)のモニタリングの結果、改善策に沿った期間・内容での改善効果が認められないと甲が判断した場合、甲は再度の是正勧告を行うとともに、再度上記(1)及び(2)の手続きを行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、甲が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4) 改善効果が認められない場合の措置

上記(3)の手順を経ても改善効果が認められないと甲が判断した場合、以下の措置を取ることができる。

ア 乙が是正勧告を受けた場合、甲は、乙が当該業務の改善を行うまでの間、当該是正勧告の対象となった期間に対応するサービス購入費の支払いを留保することができる。

イ 上記(3)の手順を経ても改善効果が認められないと甲が判断した場合、甲は業務改善方法等を最長3カ月間協議のうえ、当該業務を実際に担当している者を変更することを乙に請求することができる。

(5) 事業の中断(契約解除)の決定

上記(4)の措置を取った後、最長12カ月経ても改善効果が認められないと甲が判断した場合、事業全体の中断を決定し、契約を解除する。

3 維持管理・運営に係るサービス購入費の減額方法

(1) 減額措置の対象事項

甲は、モニタリングの結果、要求水準書及び業務計画書の内容が維持されていないと判断した場合は、是正勧告及び維持管理・運営に係るサービス購入費の減額若しくは支払停止等を行う。

このうち、維持管理・運営費の減額措置の対象となる項目は次のとおりとする。

ア 施設の一部又は全部が一定時間以上利用不可能となった場合

イ 施設は営業しているが維持管理・運営に関する業務のサービス水準が低下した場合

なお、維持管理・運営に係るサービス購入費の減額については、維持管理・運営費のうち、基準費を対象に行うものとする。

(2) 減額の方法

ア 施設の一部又は全部が一定時間以上利用不可能となった場合の減額措置

(ア) 減額措置の対象

プール施設及び健康増進施設のそれぞれを構成する施設のうち1施設でも予定営業時間内で4時間以上利用不可能となった場合、減額措置の対象とする。ここで言う「利用不可能となった場合」とは営業予定日における営業時間中に、次のような本件施設の運営に関する基本的条件が保たれていないことをいい、このような営業予定日を、「仕様未達営業日」という。

- ・本件施設の物理的利用可能性の確保
- ・本件施設の利用時間の遵守
- ・必要な有資格者の適性配置
- ・提案プログラムの提供が可能な状態

- ・予約受付体制の確保
- ・関連法規の遵守

注：「各施設の物理的利用可能性の確保」とは、施設利用者が特段の支障なく施設を利用できる状態をいい、施設への出入りが支障なくできること、施設が安全に利用できること、照明・空調が異常でないことなどを指す。

(イ) 減額算定式

対象となるサービス購入費の減額は、次の算式に基づくものとする。

減額するサービス購入料

$$= \text{当期の基準費} \times \text{仕様未達営業日数} / \text{営業予定日数}$$

注：営業予定日とは、当該年度の年間運営業務計画書において、乙が営業を予定している日とする。また、算定額は千円未満切捨てとする。

(ウ) やむを得ない事由による場合の措置

乙が善良なる管理を実施しているにもかかわらず、施設の一部又は全部がやむを得ない事由により利用不可能となった場合、乙は、甲に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について甲と協議しなければならない。乙の通知した事由に合理性があると甲が判断した場合、当該期間を仕様未達営業日の対象としない。

イ 施設は営業しているが維持管理・運営に関する業務のサービス水準が低下した場合

(ア) 維持管理及び運営水準の確認

甲は、乙から提出される各種業務報告書並びにモニタリング等により維持管理及び運営水準を確認する。営業予定日に本件施設の利用可能性を確保しており、かつ、要求水準書及び業務計画書に定める業務の要求水準を満たしているとき、甲は乙に維持管理・運営に係るサービス購入費を支払う。

(イ) 運営及び維持管理水準が要求水準を満たしていない場合の減額措置

維持管理及び運営が要求水準に抵触した場合（以下、要求水準未達といいます。）には、乙は、当該確認項目数に応じてペナルティポイントを付与する。

ペナルティポイントは維持管理運営費の支払期ごとに集計する。

(ウ) 減額算定式

対象となるサービス購入費の減額は、次の算式に基づくものとする。

減額するサービス購入料

$$= \text{当期の基準費} \times 20\% \times \text{当期累積PP} / \text{当期確認項目数}$$

ここで、当期の基準費：当期の維持管理・運営に係るサービス購入費のうち、基準費相当額をいう。

PP：ペナルティポイントをいい、要求水準未達項目数1項目に対し1PPとする。

当期確認項目数：ペナルティポイント付与の対象となる項目数総数をいう。モニタリング実施計画書において規定しますが、各業務報告書の確認項目数を参考に規定する予定である。

当期ごとの累計されたペナルティポイントが10PP以下の場合、サービス購入費の減額は行わず、累計されたペナルティポイントは清算される。

支払期ごとに累計されたペナルティポイントは原則として清算され、翌期に繰り越されることはないが、是正勧告を受けて是正確認がなされていない事態が継続し

ている場合には、翌期に繰り越される。

当期のペナルティポイントが当期確認項目数の30%以上になった場合、甲は当期の維持管理・運営に係るサービス購入費のうち、基準費相当額の支払停止措置を取るものとするが、翌支払期における累積ペナルティポイントが10PP以下であるときに限り、翌支払期分の維持管理・運営に係るサービス購入費と合わせて、当支払期の該当する維持管理・運営に係るサービス購入費のうち、基準費相当額の85%を支払う。それ以外の場合には、当支払期の維持管理・運営に係るサービス購入費のうち、基準費相当額は支払われない。

(3) 支払停止及び減額の方法

- ア 「(2)減額の方法」に従い、支払停止及び減額を実施する。
- イ 下記の場合は、業務要求水準を達成していないとは判断せず、減額を実施しない。
 - ・ 予め甲と協議の上で行う機器等の修繕、点検及びその他(清掃等)の作業によるもの
 - ・ 明らかに甲の責によるもの
 - ・ 自然災害等の不可抗力などによるもの
- ウ 施設運営開始後のモニタリングは、健康増進施設も含めた本件施設全てが供用開始する日に属する期から開始する。また、当該期の判断の結果は、翌月の10日までに乙に通知するものとし(ただし、第4期の判断の結果は、当該期の3月31日付で乙に通知するものとする。)、毎期末に支払われる維持管理・運営に係るサービス購入費に反映される。